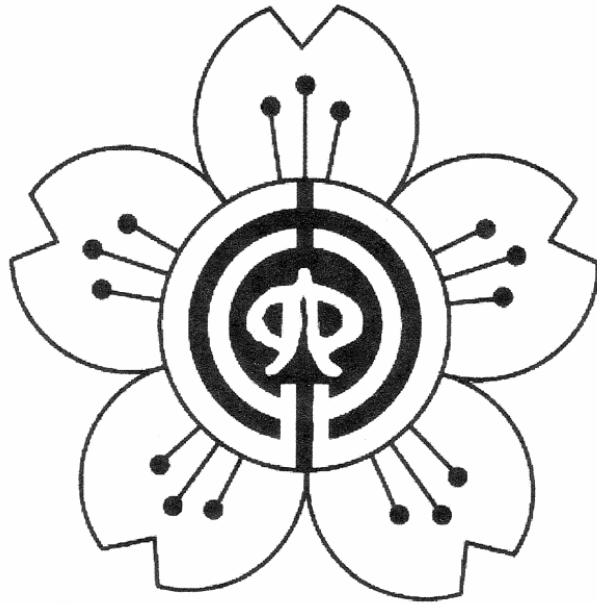


父母教師会会則

保存版



仙台市立北六番丁小学校父母教師会

卒業時まで大切に保管してください

会 則

第 1 章 総 則

- 第1条 この会は仙台市立北六番丁小学校父母教師会（PTA）といい、事務局を北六番丁小学校に置く。
- 第2条 この会の会員となることのできるものは、次のとおりとする。
1. 仙台市立北六番丁小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者
 2. 仙台市立北六番丁小学校に勤務する教職員
- 第3条 この会の会員は会費を納めるものとする。ただし、会費の額（年額）は総会において決定する。
- 第4条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 2 章 目的および活動

- 第5条 この会は会員が協力して児童の心身共に健全な成長を図ることを目的とする。
- 第6条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. 学校と家庭の緊密な連絡提携
 2. 教育環境の改善向上
 3. 教育の振興に関する調査ならびに提言
 4. 児童の健全な育成および学習の奨励援助
 5. 成人教育の啓蒙
 6. 会員相互の親睦と教養研鑽
 7. 地域における生涯教育の振興
 8. その他この会の目的達成のための必要な事業
- 第7条 この会は次の方針に従って活動を行う。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教に偏ったり、営利を目的としたりするような行為は行わない。
 3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 4. 学校の人事や管理には干渉しない。
 5. 学区民および同窓会員の理解と協力を得るように努める。

第 3 章 会 計

- 第8条 この会に要する経費は会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。
- 第9条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第10条 この会の予算の追加と補正は運営委員会の承認を得て行われる。
- 第11条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第12条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役 員

- 第13条 この会の役員は次のとおりとする。
1. 会長1名 副会長3名以内 幹事3名 会計2名 書記1名
常任参与（校長） 事務長（教頭） 事務次長（教務主任）
 2. 役員は原則として他の委員を兼ねることができない。
- 第14条 役員は選考委員会で推薦され、総会時における出席会員の過半数の承認を得て決める。ただし、任期途中で役員に欠員が生じた場合は、役員会で後任者を推薦し、運営委員会で過半数の承認を得て決めることができる。
- 第15条 役員は任期は、定期総会日から次年度定期総会日までの1年とし、年度ごとに改選する。ただし、再任を妨げない。欠員によって生じた補欠役員は、前任者の残任期間とする。役員は任期が満了しても、後任役員が選出されるまでの任務を行わなければならない。
- 第16条 この会の役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長はこの会の代表者として会務を総理し、次の職務を行う。
 - ア. 総会、運営委員会その他の会を招集する。
 - イ. 会計監査委員・各委員会正副委員長・各地区班正副班長および全ての委員を委嘱する。
 - ウ. 選考委員会を除くいかなる会合にも出席して意見を述べるができる。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 会計は本会の財務全般を掌理する。
 4. 事務長は幹事と連携し、この会の事務を処理する。

- ア. 学校とこの会の事業計画とを総合調整する。
 - イ. その他の関係機関との渉外にあたる。
5. 事務次長は事務長を補佐する。
6. 幹事はこの会の企画運営および各委員会、各地区班の連絡調整に当たる。
 - ア. 年間事業計画案を立案する。
 - イ. 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算を立案する。
また必要に応じて補正予算を立案する。
 - ウ. 総会および運営委員会等の企画運営にあたり行事日程および資料等を作成する。
 - エ. 表彰、慶弔についての庶務を行う。
 - オ. 会則などの改廃を立案する。
7. 書記は、幹事をたすけ総会およびその他の議事録を作成する。またこの会の通信文書と諸記録等を保管する。

第17条 この会に顧問と参与を置くことができる。

顧問と参与の任期は、定期総会日から次年度定期総会日までの1年とし、総会に諮って会長が委嘱する。顧問はこの会の諮問に応じて会務に参与する。

校長は常任参与としていかなる会合にも出席して意見を述べることができる。

第 5 章 会 計 監 査 委 員

第18条 この会の会計を監査するため、2名の会計監査委員を置く。

第19条 会計監査委員の選出は選考委員会で推薦され、総会時における出席会員の過半数の承認を得て決める。

第20条 会計監査委員の任期は、定期総会日から次年度定期総会日までの1年とし、役員および委員を兼ねることができない。ただし再任を妨げない。

第21条 会計監査委員は、この会の財務全般の監査にあたり結果を総会の場で報告し承認を得る。

第22条 会計監査委員は、必要な事項が発生した時は会長に対し役員会および運営委員会の開催を要求することができる。

第 6 章 役 員 及 び 会 計 監 査 委 員 の 選 出

第23条 この会の役員および会計監査委員の選出方法ならびに選考委員会の構成、職務については細則で定める。

第 7 章 総 会

第24条 総会は会長が招集し、議長は出席会員の中から選出する。

第25条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき開催する。

第26条 総会はこの会の最高議決機関であり、次のことについての決定と承認をする。

1. この会の役員および会計監査委員の決定または承認
2. 常置委員会、地区班の設置および改廃の承認
3. 年間計画ならびに年度予算の審議決定
会計監査を経た前年度決算の報告と承認
4. 本会の会則の改正、その他会務運営についての承認

第27条 総会は会員の過半数（委任状も含む）の出席により成立し、その議事は出席会員の過半数の賛成を得て決める。可否同数のときは、議長がこれを決める。

第28条 会長は、総会の承認を得て議事録署名委員2名を指名する。

第 8 章 運 営 委 員 会

第29条 運営委員会は、役員や各学年委員会・全学年委員会・常置委員会・臨時委員会のそれぞれの委員長および各地区班長をもって構成し、会長が招集する。

第30条 運営委員会は、この会の会務を運営し、且つ総会に提出する議案を調整する。

第31条 運営委員会は、この会の細則について審議し、その改廃を決定する。

第 9 章 役 員 会

第32条 役員会は、この会の会長、副会長、事務長、事務次長、幹事、会計、書記、参与をもって構成し、会長が招集する。必要によって、会長は、会計監査委員・各委員会委員長・各地区班長等を出席させ、意見を聴くことができる。

第33条 役員会は、この会の重要事項について審議し運営委員会に議案を提出する。

第34条 役員会は、各関係機関との渉外、連絡調整ならびに会務に必要な事項の調査を行う。

第 10 章 学 年 会 お よ び 学 年 委 員 会

第35条 この会の活動を推進するため、学年会および学年委員会を置く。

1. 学年会は学年委員会委員長がこれを招集し、その会務を司る。
2. 学年会および学年委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第 11 章 全 学 年 委 員 会

第36条 この会の活動を推進するため、全学年委員会を置く。

1. 全学年委員会は、各学年委員会正副委員長をもって構成し、全学年委員長がこれを招集し、その会務を司る。
2. 全学年委員会についての必要な事項については、細則で定める。

第 12 章 常 置 委 員 会

第37条 この会の活動を推進するため、常置委員会を置く。

1. 常置委員会は、委員長がこれを招集し、その会務を司る。
2. 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第 13 章 臨 時 委 員 会

第38条 この会は、特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

1. 臨時委員会の委員の選出および構成、任務については運営委員会の議決によって会長が委嘱する。
2. 臨時委員会の委員長がこれを招集し、その会務を司る。
3. 臨時委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第 14 章 地 区 班

第39条 この会の活動を推進するための地区班を置く。

1. 地区班についての必要な事項は細則で定める。

第 15 章 プール開放運営委員会

第40条 この会の活動を推進するため、プール開放運営委員会を置く。

1. プール開放運営委員会についての必要な事項は、別に定めるプール開放運営委員会規約によるものとする。

第 16 章 慶 弔 お よ び 表 彰

第41条 この会の慶弔および表彰について必要な事項は細則で定める。

第 17 章 細 則

第42条 この会の運営に関する必要な事項は細則で定める。

第 18 章 改 正

第43条 この会則は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は総会開催日の前日まで知らせておかなければならない。

第44条 細則の改正は運営委員会が行う。ただし改正箇所は、すみやかに会員に知らせなければならない。

附 則

本会則は、昭和61年2月1日より実施する。

昭和36. 2. 22 制定	昭和37. 3. 2 一部改正	昭和39. 12. 22 改正
昭和40. 2. 12 改正	昭和44. 3. 8 改正	昭和49. 4. 1 改正
昭和56. 12. 12 改正	昭和63. 3. 5 一部改正	平成元. 3. 4 一部改正
平成元. 12. 19 一部改正	平成 4. 11. 21 一部改正	平成 6. 9. 17 一部改正
平成 9. 2. 24 一部改正	平成13. 4. 25 一部改正	平成14, 4, 24 一部改正
平成15. 4. 25 一部改正		

細 則

第 1 章 学年会および学年委員会

第1条 学年会は、各学年の会員で構成する。

第2条 学年会は、本会の会則に基づいて次の活動を行う。

1. 児童の健全な成長を求めて学校と家庭の連絡を密にし、合わせて学校教育についての理解を深める。
2. 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
3. 各学年児童のよりよい学習環境の整備に協力する。

第3条 学年会の運営と組織は次のとおりとする。

1. 各学年会に学年委員会を置く。
学年委員会の委員は、各学年より2名を選出する。
2. 学年委員会は、学年委員および各学年の担任教師をもって構成する。
3. 学年委員会に、委員長1名および副委員長1名を置く。
4. 学年委員会は、学年会の運営と企画にあたり、会員の正常な世論を洞察し、会の運営活動に反映するように努める。

第4条 学年委員長および副委員長の任務は次のとおりとする。

1. 委員長は、学年委員会および学年会を招集する。
なお学年会を開くときはその日時、場所、議題を会長ならびに校長に連絡する。
2. 委員長は、学年主任と協議の上、学年会の会務を行い、学年会を代表する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 会長ならびに校長の要請があったときは、委員長は直ちに学年委員会および学年会を開かなければならない。

第 2 章 全 学 年 委 員 会

第6条 学年会における本会の活動を推進するために、全学年委員会を置く。

1. 全学年委員会は、各学年委員長および副委員長をもって構成し、互選により全学年委員長1名および副委員長1名、選考委員2名を選出する。
2. 全学年委員長は、各学年会と連携し、各学年におけるこの会の活動を統括し、全学年会の連絡調整にあたる。
3. 副委員長は委員長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。

第7条 全学年委員長は、必要と認めたときは会長に対し運営委員会の開催を求めることができる。

第 3 章 常 置 委 員 会

第8条 この会に次の常置委員会を置く。

1. 広報委員会
2. 保健体育・研修委員会
3. 健全育成委員会

第9条 常置委員会は次の活動を行う。

1. 広報委員会
 - ア. 機関紙等の発行にあたり、広報活動をすすめる。
 - イ. 機関紙等の発行にあたっては、会員の意見、意識等を広く集約できるように必要に応じて調査等を行う。
 - ウ. この会と同じ目的をもつ他の委員会、団体または機関と交流をはかり、会員との意思の疎通を図る。
2. 保健体育・研修委員会
 - ア. 両親教育の企画に携わり、講演会、研修会、映画会等の開催、参加に努める。
 - イ. 児童および会員の文化向上に協力する。
 - ウ. 学校の衛生環境の充実に協力し、保健思想を高める。
 - エ. 学校の環境整美に努める。
 - オ. 児童および会員の健康を増進し、会員の親睦を図るために必要な諸行事を行う。
3. 健全育成委員会
 - ア. 地区班と提携し、児童の健全な育成に努める。

- イ. 児童・青少年の福祉ならびに教育に関して、この会と同じ目的を持つ委員会、団体または機関と連絡交流を図る。
- ウ. 青少年の非行化防止に努める。
- エ. 児童の交通安全思想を高め、交通事故防止に努める。
- オ. 地域社会における危険箇所について対策を図る。

第10条 各常置委員会の委員は次のとおり選出される。

1. 広報委員・・・・・・各学年より2名
保健体育・研修委員・・各学年より2名
健全育成委員・・・・各地区班より1名
2. 教職員より若干名

第11条 各常置委員会に委員長1名、副委員長2名、顧問（役員および教職員）を置く。

1. 委員長、副委員長、委員、顧問の任期は定期総会日から次年度定期総会日までの1年とする。ただし再任を妨げない。
2. 委員長、副委員長、委員、顧問は任期満了後であっても後任者が決まるまでその職務を行う。

第12条 各常置委員会の委員長および副委員長の任務は次のとおりとする。

1. 委員長はその会に属する活動を統括し、その会を代表する。なお、委員会を招集するときは、その日時、場所、議題を会長に連絡する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第13条 常置委員会において必要と認めるときは、委員長は、会長に対し運営委員会の開催を求めることができる。

第14条 会長の要請があったときは、委員長は直ちに委員会を開かなければならない。

第15条 この細則に定められたもののほか、各常置委員会の運営に必要な事項は各常置委員会においてさだめることができる。

第 4 章 臨 時 委 員 会

第16条 この会に臨時委員会を置く。

1. 臨時委員会において必要と認めるときは、委員長は会長に対し運営委員会の開催を求めることができる。
2. 委員長は審議内容を会長に報告し、臨時委員会はその任務が終了したとき解散する。

第 5 章 地 区 班

第17条 この会に次の地区班を置く。

1. 北四五地区班（宮町三四丁目、上杉四丁目の一部）
2. 北六地区班（宮町四五丁目、梅田町、東照宮一丁目の一部）
3. 東照宮地区班（サンライズ東照宮、同ロイヤル別館）
4. 梅田地区班（梅田町）
5. 福沢若木地区班（福沢町、宮町四五丁目の一部）
6. 宮町地区班（宮町三四五丁目一部）
7. 中江西地区班（中江一丁目、福沢町の一部）
8. 中江北地区班（中江一丁目の一部、庄慶会住宅西半分）
9. 中江東地区班（中江一丁目の一部、庄慶会住宅東半分）
10. 中江南一地区班（中江二丁目）
11. 中江南二地区班（中江二丁目）
12. 栗木町地区班（中江二丁目）

第18条 地区班は、この会の会則に基づいて次の活動を行う。

1. この会は、会則第2章の目的達成のため、地区班の実情に則して、会員ひとりひとりの自覚および責任感を盛り上げて、自主的運営と集団活動の活性化を図る。
2. 会員の名簿をつくり、つねに会員の現状を掌握し、会員相互の理解と親睦を図る。
3. 学校教育を理解し、健全な児童の育成に努める。

第19条 地区班に、班長1名および副班長1名を置く。

1. 班長および副班長の任期は、定期総会日から次年度定期総会日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 班長および副班長は、任期満了後であっても後任者が決まるまでその職務を行う。

第20条

1. 班長はこの会の目的にそって、その班内の会務を行い、またその班を代表する。
2. 班長は、会務の執行上必要があるときはその班を数組に分けることができる。
3. 副班長は班長を補佐し、班長事故あるときはその職務を代行する。

第21条

1. 班長は、地区総会を招集する。
2. 地区総会を開くときは、その日時、場所および議題を会長に連絡する。
3. 班長は、会員互選により健全育成委員1名および選考委員1名を選出する。

第22条 会員の要請があつたときは、班長は直ちに地区総会を開かなければならない。

第23条 地区班における本会の活動を推進するため、各地区班長の過半数の決定により、全地区委員会を置くことができる。

1. 全地区委員会は、各地区班長をもって構成し、互選により全地区代表委員長を選出する。
2. 全地区代表委員長は、各地区班と連携し、地区における本会の活動を統括し、全地区班会を代表する。

第24条 全地区代表委員長は、必要と認めたときは会長に対し、運営委員会の開催を求めることができる。

第 6 章 選 考 委 員 会

第25条 この会は、会則第6章に基づき、次のとおり構成する。

1. 選考委員会の委員は、全学年委員会から2名、各地区班および教職員から推薦された、それぞれ1名の委員をもって構成する。
2. 選考委員会は、委員の互選により委員長1名および副委員長2名を置く。

第26条 選考委員会の任務は次のとおりとする。

1. 会則13条および18条に定めるところの役員および会計監査委員の候補者を会員より選考する。
2. 候補者の推薦にあたっては、いずれの場合でも、氏名発表前に被推薦者の同意を得なければならない。
3. 候補者名簿を全会員に知らせる以前に、候補者に通知する。
4. 委員長は、役員候補者を招集し、互選会を開かなければならない。
5. 候補者の氏名、地区名、父母教師会活動経歴等は、総会の前日までに全会員に知らせる。
6. 役員および会計監査委員が確定した後は、総会に報告し、承認を得る。

第27条 選考委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席者の三分の二以上の同意を得て候補者を選考する。

第28条 選考委員は、役員および会計監査委員の候補者になることができない。

第29条 選考委員会は、その任期を定期総会日から次年度定期総会日までの1年とする。

第30条 欠員補充選出の場合は、選考委員会で選考し運営委員会で承認を得る。

第 7 章 慶 弔 お よ び 表 彰

第31条 表彰・感謝

1. 本会の役員・会計監査・運営委員（学年委員会委員長・常置委員会委員長・臨時委員会委員長・地区班長・選考委員会委員長）として、2期任務を果たした者に感謝状を贈る。
2. 市P協、区P連等の関係機関より表彰される対象者の推薦においては、本会の役員を2期以上勤めたことを基準とし、役員会において協議し、運営委員会に報告する。
3. 本会のため、特に功労ありと認められる会員には、運営委員会に諮り感謝状を贈る。
4. 本会および学校のため、特に協力し功労のあつた会員以外の者に対しては、運営委員会に諮り感謝状を贈る。

第32条 慶 弔

現職学校職員が結婚するときは、祝電を打ち、祝意を表す。

第33条 餞 別

教職員の転任、退職に対しては、一律3,000円の餞別と花束を贈る。

本会会員以外の職員に対しては、一律2,000円の餞別と花束を贈る。

第34条 見 舞

会員の災害およびこの会の活動が原因による長期間の病気、入院については、役員会に諮り、見舞金を贈る。

第35条 弔 慰

1. 会員が死亡したときは、花輪と5,000円の香典を贈り、弔電を打つ。
2. 在学児童が死亡したときは、花輪と5,000円の香典を贈り、弔電を打つ。
3. 顧問、校医が死亡したときは、花輪と5,000円の香典を贈り、弔電を打つ。

第36条 連 絡

該当する事項が生じたときは、すみやかに役員、学年委員会委員長、常置委員会委員長、地区班長は責任をもって会長に連絡する。

第37条 そ の 他

第31条より第35条に該当しない事項が発生したときは、必要により役員会において協議決定し、運営委員会に報告する。

第38条 前条規定の改廃は、運営委員会の決議を要する。

仙台市立北六番丁小学校PTA

組 織 図

